

# 地方公共団体における男女の給与の差異の情報公表

特定事業主名:八尾市

## 1. 全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.2%
任期の定めのない常勤職員以外	88.0%
全ての職員	67.9%

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	88.5%
本庁課長相当職	93.0%
本庁課長補佐相当職	98.4%
本庁係長相当職	96.8%

### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.1%
31年～35年	93.9%
26年～30年	95.2%
21年～25年	91.1%
16年～20年	92.0%
11年～15年	92.3%
6年～10年	85.0%
1年～5年	69.7%

### 【説明欄】

・職員の給料は条例に定める給料表に基づき決定されており、制度上は同じ役職段階であれば職員の給与の男女の差異は生じにくいですが、生じている差異については以下の理由が考えられる。  
・「任期の定めのない常勤職員」の差異は、扶養手当等について、男性に支給している場合が多いことなどが主な要因と考えられる。  
※扶養手当の受給者に占める男性の割合は約76%  
・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の女性割合が多いことが、「全ての職員」の差異が大きくなっている主な要因と考えられる。  
※各性別の全職員に占める割合  
任期の定めのない常勤職員: 男性約59%、女性約41%  
任期の定めのない常勤職員以外: 男性約28%、女性約72%